

新城市東郷広報PR部設置要綱

(設置)

第1条 市と住民が協働で東郷地域自治区のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する記事の作成を行うため、東郷地域自治区ホームページ運用管理要綱に基づき、新城市東郷広報PR部（以下「広報PR部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 広報PR部は、次に掲げる事項について活動を行う。

- (1) ホームページに掲載するインタビュー記事の取材及び記事作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ホームページに関し必要と認めること。

(組織)

第3条 広報PR部は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、市内に在住、在勤、在学または新城市にゆかりのある者から、市長が公募し選任する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(広報PR部の会長及び副会長)

第5条 広報PR部は、委員の互選により会長及び副会長を定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、広報PR部の事務を掌理し、広報PR部を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 広報PR部は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部自治振興課東郷自治振興事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報PR部において定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。